

(写)

事 務 連 絡

令和6年3月29日

建設業労働災害防止協会  
技術支援部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課建設安全対策室長

木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルについて

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進を図るため、今般、貴協会が作成した「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」(令和6年3月)について、別添のとおり関係団体あて送付し、傘下会員等への周知と、当該マニュアルに基づく取組の促進について要請したので通知します。

貴協会におかれましても、会員はもとより関係事業者に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

別添

基安安発 0329 第 3 号  
令和 6 年 3 月 29 日

建設労務安全研究会理事長  
一般社団法人仮設工業会会長  
一般社団法人住宅生産団体連合会会長  
一般社団法人日本建設業連合会会長  
一般社団法人全国建設業協会会長  
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長  
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長  
全国建設労働組合総連合中央執行委員長

あて

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）  
（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を  
をいただいております。御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落・転落災害防止対策については、「足場の設置が困難  
な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」（平成  
26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号。以下「旧マニュアル」という。）によ  
り周知をお願いしてきたところですが、屋根等からの墜落・転落災害は、建設業  
における死亡災害の約 3 割を占めており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落  
災害が増加傾向を示すなど、こうした労働災害の防止対策を促進することが重  
要となっています。

令和 4 年 10 月に公表された「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化  
に関する実務者会合報告書」では、これら災害を防止するためのマニュアルの策  
定が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な  
計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。）では、屋根・屋上等の開口部、足場や低  
所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・  
普及を図ることとされています。

こうした中、今般、建設業労働災害防止協会において「木造家屋等低層住宅工  
事墜落防止標準マニュアル」が別添 1 のとおり策定されました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメン  
トの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等から

の墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

については、本マニュアルについて、旧マニュアルに代わり傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本マニュアルに基づく取組が促進されますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

なお、本マニュアルは、下記の厚生労働省ウェブサイトで公表していますので申し添えます。

#### 記

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf>

(QR コード)

